

果樹産地協議会・果樹農家の皆様へ

果樹産地協議会及び生産者に資材・機材導入費用を定額支援します。

加工用果実の長期契約に基づき、出荷した生産者に定額支援します。

(注)本事業は平成21年度経済危機対策関連予算により行われます。

〔支援の内容・金額〕

- ①産地協議会が導入する機材・資材の導入に関し、果樹産地計画に記載されている果樹園面積に対して **1,000円/10a** を支援します。
 - ・事業対象者は、産地協議会となります。
 - ・補助金の交付先は、産地協議会となります。
- ②改植を実施された農家の皆様が行う資材・機材の導入に関し、改植を行った果樹園面積に対して **5,000円/10a** を支援します。
 - ・事業対象者は、19年度～21年度に、果樹経営支援対策事業において優良品目・品種への転換を図った農家の皆様となります。
 - ・補助金の交付先は、上記農家の皆様となります。
- ③加工用果実の長期契約に基づき、出荷した農家の皆様に、奨励金として、契約出荷量に応じ **3円/kg** を交付します。また、この交付金は、農家の皆様と製造業者との合意により加工品の販促活動にも使用できます。

〔導入できる資材・機材の例〕

シルバーマルチ、摘果ノギス、電動剪定機、剪定枝粉碎装置、受粉用機材(例)

※詳しくは問い合わせ先までご相談ください。なお、トラクター、農業用機械は対象となりません。

〔手続き・お問い合わせ〕

- ①及び③の事業については、下記の申請手続き窓口へお願いします。
- ②の事業については、お住まいの地域の果樹経営支援対策事業実施窓口へお願いします。

〔問い合わせ先〕

○事業全般について

農林水産省 生産局 生産流通振興課
(財)中央果実生産出荷安定基金協会

電話 03-3502-5957
電話 03-3586-1381



○申請手続き等について

東北農政局生産経営流通部園芸特産課
関東農政局生産経営流通部園芸特産課
北陸農政局生産経営流通部園芸特産課
東海農政局生産経営流通部園芸特産課
近畿農政局生産経営流通部園芸特産課
中国四国農政局生産経営流通部園芸特産課
九州農政局生産経営流通部園芸特産課
沖縄総合事務局農林水産部農畜産振興課

電話 022-221-6193
電話 048-740-0029
電話 076-232-4314
電話 052-223-4624
電話 075-414-9023
電話 086-224-9413
電話 096-353-7387
電話 098-866-1653